

厚木市勤労者奨学金返済助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業等の人材確保、早期離職防止及び定着促進並びに本市への定住促進を図ることを目的として、大学等在学中に奨学金を利用し、卒業後市内企業等に就職した者に対し、予算の範囲内において厚木市勤労者奨学金返済助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内企業等 本市の区域内に事業所を置き、事業を営む法人、団体又は個人をいう。ただし、国及び地方公共団体並びに公益法人を除く。

(2) 常勤 次に掲げるいずれの要件も満たすものをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が市内企業等であること。

イ 1週間の勤務時間が1年を平均して30時間以上又は1月の勤務時間が120時間を超える勤務条件に該当し、アに規定する市内企業等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(4) 奨学金 次条に規定する対象者が大学等の就学时又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、当該対象者本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

イ ア以外の奨学金で、無利子又は低廉な利率で貸し付けられており、市長がアに準ずると認めたもの

(助成金の交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、又は修了した者であること。

(2) 初回の申請時において、大学等を卒業し、又は修了した日から起算して満5年を経過しない者であること。

- (3) 助成金の交付を受けようとする年度（初年度に限る。）の3月31日現在において満30歳以下の者であること。
- (4) 奨学金の返済を行った日において、市内企業等に常勤の従業員等として採用された日から起算して満7年を経過しない者であること。
- (5) 助成金の交付を受けようとする年度の1月1日現在において本市に住民登録がある者であること。
- (6) 自ら奨学金を返済していること。
- (7) 助成金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の要綱その他の規程（本市が定めたものに限る。）による奨学金を対象とした類似の補助制度の補助を受けていないこと。
- (8) 市税を完納している者であること。

（助成金の交付対象経費及び額）

第4条 助成金の交付対象経費は、奨学金の返済費用のうち、前年中に対象者本人が返済した額とする。ただし、1年につき24万円を限度とする。

2 助成金の額は、前項に規定する交付対象経費の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

（助成金の交付申請期限）

第5条 助成金の交付申請期限は、第3条各号に掲げる要件に該当することとなった日の属する年度の1月末日までとする。

（申請及び決定）

第6条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、厚木市勤労者奨学金返済助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第4号に該当することを証明する雇用証明書
- (2) 貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書その他奨学金の貸与を受けていることを証明するものと市長が認めた資料
- (3) 貸与機関が発行する奨学金の返済証明書又は奨学金の返済を証明するものと市長が認めた資料
- (4) 大学等を卒業し、又は修了したことを証する書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の確認により第3条各号に掲げる要件について審査し、助成金の交付の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、厚木市勤労者奨学金返済助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、交付決定者からの請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第8条 助成金の交付を受ける者は、本市の産業振興のため自己研鑽さんに努めるとともに、市内に住所を有し、市内企業等に継続して勤務するよう努めなければならない。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。